

一般社団法人日本溶射学会
中部支部規則

第1章 総則

(名称)

第1条 当支部は、一般社団法人日本溶射学会中部支部という。

(支部事務所の所在地)

第2条 支部事務所は、支部長の定めるところにおく。

(目的)

第3条 当支部は、会員相互の親睦をはかり、溶射の学術および工業の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 支部の事業は、次のとおりである。

- (1) 講演会
- (2) 見学、視察
- (3) その他、支部の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第5条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日で終わる。

(事業計画および事業報告)

第6条 支部事業の計画ならびに報告は、日本溶射学会理事会において行う。

第3章 会員

(支部会員)

第7条 支部会員は、中部支部に所在する日本溶射学会の個人会員または法人会員とする。

第4章 役員

(役員の名称および人数)

第8条 支部に次の役員をおく。

支部長 1名、 支部幹事 若干名

(役員の選出方法)

第9条 支部長候補者は、支部から選出された日本溶射学会代議員によって推薦され、理

事会により承認される。また、支部長選出選挙の管理は、前任期支部長が行う。

支部幹事は、支部長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 10 条 支部長は、支部を代表し、会務を総括する。

支部幹事は、支部長の職務を補佐し、支部事業の実施に協力する。また、支部長が事故のときはその職務を代行する。

(役員の任期)

第 11 条 役員の仕事は、2 箇年として再任を妨げない。ただし、原則として 2 期を限度とする。

第 5 章 役員会

(幹事会)

第 12 条 幹事会は、支部長が招集し、支部会務について審議し、支部長に答申する。

第 6 章 会計

(支部経費)

第 13 条 支部の経費は、日本溶射学会からの交付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(収支予算)

第 14 条 支部の収支予算は、支部長が編成し、日本溶射学会理事会の承認を受ける。

(決算報告)

第 15 条 支部の収支決算は、日本溶射学会理事会の承認を受ける。

第 7 章 規則の変更

(規則の変更)

第 16 条 本規則を変更しようとするときは、支部長は、予め支部幹事の 3 分の 2 以上の同意を得た後、日本溶射学会理事会の承認を得ることを要する。

附 則

本規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

本規則は平成 22 年 12 月 22 日に改定する。